

## 広島市立大学 研究データポリシー解説・補足

本解説は、「広島市立大学 研究データポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の1～6の各項目について、用語の意味や背景等について解説するものである。

### （目的）

1 広島市立大学（以下「本学」という。）は、建学の基本理念として「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を掲げ、「先端的な学術研究を推進し、もって地域社会の要請にこたえるとともに、文化の向上と社会の発展に寄与すること」（公立大学法人広島市立大学定款第1条）を目的として定めている。本学は、研究活動で生み出される研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を通じて社会の発展に貢献するための基本方針として、広島市立大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

研究活動においてデータの重要性はますます高まっている。学術研究をさらに発展させ、その成果を社会に役立てるためには、学術的価値の高い研究データの活用を促進することが不可欠である。また、本学及び所属研究者が将来にわたって質の高い研究を続けられるようになるためには、研究データの取扱いに関するポリシーを策定し、それに基づいて適切にデータを公開し、活用していくことが求められる。このため、本学では研究データの管理及び公開に関する基本方針を示し、研究データの有効利用を促進するとともに、本学及び研究者が将来的にも研究基盤を確保できるように、本ポリシーを定めた。

### （研究データの定義）

2 本ポリシーにおける研究データとは、本学研究者（以下「研究者」という。）によって、研究活動の過程で収集又は生成された情報をいう。

研究データの定義について以下に解説する。

- (1) 研究データとは、本学における研究活動を通じて取り扱うデータをいう。
- (2) デジタルか否かは問わない。
- (3) 研究データには、収集又は生成したデータだけでなく、それらを解析又は加工して作成したデータも含まれる。

- (4) 研究データには、次に掲げる研究活動で取り扱うデータが含まれる。「調査データ」、「実験ノート」、「実験データ」、「観測データ」、「試験データ」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「メタデータ」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等
- (5) 研究データには、学外の研究者が、本学における研究活動を通して収集又は生成したデータが含まれる。
- (6) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集又は生成した研究データであって、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(大学の責務)

- 3 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

研究データの管理とは、データの収集、生成、解析、保管、保存、廃棄や、研究データ管理計画の策定といった研究データに関わる一連の活動全般を指す。研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることを指し、利用者を限定しない「一般公開」と、アクセス権を付与された利用者に限定する「制限公開」とを含む。公開しない場合は「非公開」となる。本学は研究者が適切な研究データ管理を実現できるよう、以下を実施する。

- (1) 研究データ管理・公開のためのデジタルプラットフォームの提供
- (2) 研究データ公開のための環境の整備・研究データ管理・公開の推進のための啓発
- (3) 知的財産の保護や、共同研究の際の研究データの管理・公開等に係る契約など、法務に関するアドバイス等の提供

(研究データの管理等)

- 4 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令、規則及び倫理の範囲内並びに他の者の権利を害さない範囲内において、決定することができる。

研究者は、研究データの管理が研究活動に不可欠であることを認識し、適切にデータを管理・保存する責務を有する。そのため、研究者は各自の研究分野の特性を考慮し、法的及び倫理的な要件を遵守して研究データを管理する必要がある。本ポリシーを制約する学内諸規程等は、次のとおり。

- (1) 公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ対策規程(制定 平成 22 年 4 月 1 日)

- (2) 広島市立大学「ヒトを対象とした研究」に関する倫理規程（制定 平成 22 年 4 月 1 日）
- (3) 広島市立大学学術リポジトリ運用方針（制定 平成 24 年 2 月 23 日）
- (4) 広島市立大学における研究者等の行動規範（制定 平成 27 年 3 月 25 日）
- (5) 公立大学法人広島市立大学における研究の不正に関する取扱規程（制定 平成 27 年 12 月 22 日）
- (6) 研究データの保存等に関するガイドライン（制定 平成 28 年 1 月 27 日）
- (7) 「軍事研究」に対する本学の基本方針（制定 平成 29 年 3 月 23 日）
- (8) 公立大学法人広島市立大学安全保障輸出管理規程（制定 令和元年 9 月 30 日）
- (9) 公立大学法人広島市立大学利益相反マネジメント規程（制定 令和 3 年 6 月 29 日）
- (10) 公立大学法人広島市立大学個人情報の保護に関する規程（制定 令和 5 年 10 月 3 日）
- (11) 公立大学法人広島市立大学研究ポリシー（制定 令和 6 年 XX 月 XX 日）
- (12) 広島市立大学オープンアクセス方針（制定 令和 6 年 XX 月 XX 日）

(研究者の責務)

5 研究者は、研究データを適切に管理・保存すること、すなわち研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識し、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

研究データは、「一般公開」、「制限公開」、「非公開」を適切に区別し、管理する必要があるが、特段の定め等がある場合を除き、原則として研究者の判断を尊重し、これらを本学が一方的に定めることはない。研究者は、研究成果の透明性や公正性の確保のため、また社会、行政等広範な領域での利活用をする観点から、可能な範囲でデータを共有・公開に努める。また、公開したデータは研究者の判断において非公開にすることができる。ただし、DOI が付与された論文は研究者の判断では非公開にすることはできない。

また、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えばデータに第三者の知的財産権や個人情報を含む場合）には、それらを害してはならない。安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、適用される法令等を遵守する必要がある。共同研究契約や外部資金等に基づく研究において締結される契約等において、管理や公開に関して条件や制限が課されている場合には契約に反することのないように留意しなければならない。

研究者は、異動又は退職する場合、その管理する研究データの取扱いを、関係者と協議の上、あらかじめ決定しなければならない。

(その他)

6 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

データ管理に関わる社会や学術状況の変化を的確に捉え、個々の研究分野における法的・倫理的要件を尊重した上で、本ポリシー及び本解説は常に見直しが必要とされる。